

最高検企第452号  
令和6年10月16日

## 行政文書開示請求の確認について

山 中 理 司 様

検事総長 畠 本 直 美



令和6年8月21日受付（受付第18号）の行政文書開示請求書について、確認を求めるので、回答書を提出してください。

### 記

#### 1 開示請求について

貴殿が開示請求をしている

「事件一般について、起訴相当かどうかは、最高検察庁が最終的に確認しており、全国的に一定の基準のもとに統一が取れている」という事実が分かる文書

について、その請求趣旨に該当する行政文書を探索した結果、その請求に係る行政文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないことから、対象文書不存在として不開示決定を行う見込みです。

つきましては、開示請求を維持するか否か、回答書により回答ください。

開示請求を取り下げられる場合は、御提出いただいた開示請求書及び貼付された収入印紙を返戻いたします。

なお、下記提出期限までに回答の提出がない場合は、不開示決定の手続を進めますので御承知おきください。

#### 2 回答書の提出期限等

令和6年10月25日（金）必着

#### 3 添付書類

回答書

\* 担当課等 最高検察庁総務部企画調査課（担当者名：渡邊）Tel:03-3592-5611（内線:3293）